

インドネシア 貿易管理制度「輸出管理その他」詳細

1. 輸出ライセンス

2016年11月11日付財務大臣規定2016年第179号（No. 179/PMK. 04/2016）により、関税総局へ登録し、通関システムへのアクセス承認が義務付けられた。

ただし、2018年7月12日付財務大臣規定2018年第71号（No. 71/PMK. 04/2018）にて、オンライン・シングル・サブミッション（OSS）を通じて取得した事業基本番号（NIB）は通関登録をした事業者として扱われることになった。（外国企業の会社設立手続き・必要書類―「外国企業の会社設立手続き・必要書類」参照）

また、規制品目を輸出する場合は、商業省国際貿易総局の許可が必要。

2. 輸出価格の審査

輸出価格の安定を図る為、商業省は一定期間毎に指定品目の輸出標準価格を定めている。指定品目の標準価格は、商業大臣規定や財務大臣規定で随時公表される。

3. 輸出に関する検査

財務省関税総局が担当

4. 原産地証明書の発行手順

2018年1月19日付商業大臣規定2018年第24号によると、インドネシアの原産地証明には特惠原産地証明と非特惠原産地証明があり、いずれも原産地基準（完全生産品、付加価値の含有、関税分類の変更、特殊プロセスの各規定）、積送基準、原産地証明発行プロセスの規定が満たされた場合に発行されるとしている。発行はオンラインで行われている（e-SKA、<https://e-ska.kemendag.go.id/cms.php/home>）。

輸出に原産地証明の取得が義務付けられる特定品目は0901のコーヒー関連製品および2101のコーヒー加工品の計16品目。詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。

原産地証明の発行機関については、2018年1月19日付商業大臣規定2018年第25号に従い、商業大臣決定にて指定がある。商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）参照。

(1) 海草輸出の原産地証明書

2013年4月3日付海洋水産大臣規定2013年第7号（No. 7/PERMEN-KP/2013）にて、海草の輸出を行う者には、水産物の品質・安全性維持・水産検疫庁が発行する海草原産地

証明書の保有が義務付けられている。

(2) オリジン・デクラレーション

2018年12月5日付商業大臣規定2018年第111号にて、一般特惠関税制度（GSP）の枠組みにおける欧州連合（EU）加盟国への輸出及び ASEAN 加盟国・自己証明制度実施のための第2次パイロット・プロジェクトの枠組みにおけるフィリピン、ラオス、タイ、ベトナムへの輸出には、オリジン・デクラレーションを使用することもできるとされている。これは従来のセルフ・サーティフィケーションに代わるもので、原産地証明書同様、商業省の原産地証明書電子システム（e-SKA、<http://e-ska.kemendag.go.id>）を通じて発行される。

5. 業者登録

特定の品目の輸出には、輸出業者としての登録を必要とするものがある。その場合、輸出割当量や輸出港などが定められることが多い。対象品目については「輸出品目規制」の記載を参照のこと。

6. 輸出承認

輸出に際して輸出承認の取得が義務付けられる品目がある。例えば、2012年7月18日付商業大臣規定2012年第46号（No. 46/M-DAG/PER/7/2012）は、HSコード10桁ベースで7品目の金および銀の輸出に輸出承認の取得を義務付けている。輸出承認において、輸出割当量や輸出港などが定められることが多い。対象品目については「輸出品目規制」の記載を参照のこと。

7. 船積み前検査

輸出にあたり船積み前検査を課される場合がある。船積み前検査は、輸出の都度、政府が認定したサーベイヤーによって行われ、検査では主に：

- a. データ等に対する調査および検査
- b. 輸出数量、船積み時期、船積み港
- c. 輸出品の種類と仕様

等が確認される。対象品目については「輸出品目規制」の記載を参照のこと。保税物流センターでの船積み前検査も可能になっている。

船積み前検査の一般規定：2014年8月8日付商業大臣規定2014年第46号（No. 46/M-DAG/PER/8/2014、2018年12月12日付商業大臣規定2018年第116号で変更）

(1) パーム製品輸出の船積み前検査

2013年6月24日付商業大臣規定2013年第29号（No. 29/M-DAG/PER/6/2013、2014年1月3日付商業大臣規定2014年第2号（No. 02/M-DAG/PER/1/2014）、2014年7月3日付商業大

臣規定 2014 年第 35 号 (No. 35/M-DAG/PER/7/2014)、2015 年 1 月 2 日付商業大臣規定 2015 年第 2 号 (No. 02/M-DAG/PER/1/2015)、2015 年 7 月 14 日付商業大臣規定 2015 年第 54 号 (No. 54/M-DAG/PER/7/2015、2015 年 10 月 22 日付商業大臣規定 2015 年第 90 号 (No. 90/M-DAG/PER/10/2015) で変更) にて、パームと CP0、およびその他パーム製品の輸出に、商業大臣が指定したサーベイヤーによる船積み前検査を義務付けた。

船積み前検査では、L/C の決済方法や、パーム製品の輸出にかかるパーム農園基金徴収金の支払いがなされているかどうかなどが確認され、梱包の数量・種類・商標・番号、商品の数量、商品の種類、技術的仕様 (パームと CP0、およびその他パーム製品の種類など)、HS コードと品目内容、商品の品質の確認と船積み監督、コンテナ封印等を確認。検査内容の詳細は、商業省ウェブサイトの法令ページ (Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>) で確認できる。

船積み前検査結果をまとめたサーベイヤーレポート (LS) は輸出申告書 (PEB) の税関登録時に添付する。サーベイヤーレポートは遅くとも輸出品の船積みより 1 日後までに発行。船積み検査費用はパーム農園基金から支出される。(パーム農園基金徴収金については「関税制度—関税以外の諸税」の記載を参照)

8. 検疫：

動植物や水産物等の輸出には検疫義務が課されている。

- ・ 1992 年第 16 号動物・水産物・植物検疫法
- ・ 動物検疫：2000 年 9 月 19 日付 2000 年政令第 82 号
- ・ 家禽検疫：2014 年 3 月 10 日付農業大臣規定 2014 年第 37 号 (No. 37/Permentan/OT. 140/3/2014)
- ・ 植物検疫：2002 年 4 月 23 日付 2002 年政令第 14 号、2017 年 1 月 17 日付農業大臣規定 2017 年第 1 号 (No. 01/Permentan/KR. 020/1/2017)

インドネシアから持ち出される植物は、定められた港にて植物検疫を受けないとならない。貨物の場合、荷主が船荷の 24 時間前までに、乗客の持ち込み荷物や郵送品の場合は遅くとも搬出地到着時点までに、それぞれ検疫所に検疫を申請。書類検査と衛生検査 (検視および/あるいはラボラトリー検査) が行われ、この結果、問題なしと認められた植物に植物検疫証明 (Phytosanitary Certificate for Export/Re-export) が電子発行される。

植物検疫証明が発行された植物は、発行日から 30 日以内に輸出されないとならない。

- ・ 動植物の搬出入地の制限：2011 年 12 月 29 日付農業大臣規定第 94 号 (No. 94/Permentan/OT. 140/12/2011、2014 年 3 月 25 日付農業大臣規定 2014 年第 44 号 (No. 44/Permentan/OT. 140/3/2014))、2017 年 9 月 27 日付農業大臣規定 2017 年第 35 号 (No. 35/PERMENTAN/KR. 020/9/2017)、2018 年 8 月 3 日付農業大臣規定 2018 年第 35 号 (No. 35/PERMENTAN/KR. 020/8/2018) で変更)
- ・ 搬出入地外での植物検疫処置：2011 年 12 月 29 日付農業大臣規定 2011 年第 94 号

(No. 94/PERMENTAN/OT. 140/12/2011、2014年3月10日付農業大臣規定第38号 (No. 38/Permentan/OT. 140/3/2014)、2017年9月27日付農業大臣規定2017年第35号 (No. 35/PERMENTAN/KR. 020/9/2017) にて変更)

・搬出入地外での植物検疫処置：2014年3月10日付農業大臣規定2014年第38号 (No. 38/Permentan/OT. 140/3/2014)

・水産物の検疫：2017年10月30日付海洋水産大臣規定2017年第50号 (No. 50/PERMEN-KP/2017、2018年7月12日付海洋水産大臣規定第18号 (No. 18/PERMEN-KP/2018) で変更)

検疫対象はHSコード8桁ベースで計482品目。詳細は法務人權省法規総局ウェブサイトの大臣法令ページ (Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia Direktorat Jenderal Peraturan Perundang-undangan Daftar Peraturan Menteri、<http://ditjenpp.kemenkumham.go.id/database-peraturan/peraturan-menteri.html>) 参照。Health Certificateと船積み許可が必要。

9. その他

(1) インドネシア規格の天然ゴムの輸出規定

2008年4月8日付商業大臣規定2008年第10号 (No. 10/M-DAG/PER/4/2008) で、インドネシア技術明細付の天然ゴム (SIR=Standard Indonesian Rubber) の輸出規定を改定。輸出されるSIRは、インドネシア国家規格 (SNI) コード06-1903-2000とその改定を遵守していることが義務付けられ、商業省国際貿易総局長が発行する製造者認証 (TPP) を有するSIR製造業者の製造品でなければならない。SIR製造業者はTTPの取得が義務付けられている。

(2) 植物生鮮食品の輸出入のための安全性監視システム

2015年2月10日付農業大臣規定2015年第4号 (No. 04/Permentan/PP. 340/2/2015) にて、植物由来の生鮮食品の輸出に際し、輸出地の検疫官が、輸出先国が指定した書類の適正を審査することによって、これら輸出品が化学物質汚染と微生物汚染の安全性基準を満たしているかどうか、食品の安全性監査を行うとしている。対象は果物3品目、野菜36品目、穀類7品目、木の実6品目、豆類5品目、農園作物6品目で、農業省農業検疫庁ウェブサイトの法令のページ (Kementerian Pertanian Badan Karantina Pertanian e-legislasi Barantan、http://karantina.pertanian.go.id/hukum/index.php?lnk=view_uu&jenis=Peraturan%20enteri%20Pertanian) で確認できる。

(3) 通関優先パートナー (MITA) :

2015年12月16日付財務大臣規定2015年第229号 (No. 229/PMK. 04/2015、2016年12月29日付財務大臣規定2016年第211号 (No. 211/PMK. 04/2016) で変更) にて、輸出にも通関優先パートナー (MITA) の制度が適用される。

MITAは、過去6ヶ月間グリーンレーンに決定されていたなど素行がよいと認められ、輸出関税等の債務が無いなどの優良事業者に対して認められる措置。これら条件を満たした輸出業者には自動的に、MITA認定についての総局長決定が発行される。MITAに認定されると、通関における書類検査や貨物検査の頻度を最低限に抑える等の便宜が認められる。

(4) インドネシア海運・保険の利用義務

2017年10月26日付商業大臣規定2017年第82号(2018年4月4日付商業大臣規定2018年第48号、2018年7月30日付商業大臣規定2018年第80号で変更)にて、石炭および／あるいはCPOの輸出に、インドネシアの海運会社が占有する海上輸送機関とインドネシアの保険会社またはインドネシアの保険会社のコンソーシアムが提供する保険を利用することが義務付けられる。インドネシアの海運会社が占有する海上輸送機関の利用義務にかかる規定は2020年5月1日から、インドネシアの保険会社またはインドネシアの保険会社のコンソーシアムが提供する保険の利用義務に関わる規定は2019年2月1日から有効。海上輸送機関と保険会社／コンソーシアムの利用実績報告義務あり(毎月、翌月15日まで)。

以上